

社会福祉法人 筑前福社会

理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、社会福祉法人筑前福社会(以下「この法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人が経営する施設の管理者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

ただし、この法人の職務を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 給与(毎月21日)、賞与(毎年6月及び12月)、退職金(退職後)
- (2) 非常勤の役員 報酬(理事会に出席した都度、監査業務にあたった都度)
- (3) 評議員 報酬(評議員会に出席した都度)

第4条（報酬等の額の算定方法）

常勤の理事に対する給与の額は、次に掲げる俸給表の区分に応じ、職員給与規程の定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 給 与 別紙俸給表に応じ、職員給与規程の定める範囲内
 - (2) 賞 与 職員給与規程第29条にかかる期末・勤勉手当支給細則により算出される額
 - (3) 退職手当 社会福祉施設職員退職手当共済法に定める退職手当共済契約により行う
- 2 非常勤理事が理事会に出席したときは、別表①により報酬を支払うことができるものとする。交通費は、実費を支給することができるものとする。
 - 3 監事が理事会に出席したとき、又は監査の業務にあたった場合は別表②により報酬を支払うことができるものとする。交通費は、旅費規程を準用して支給することができるものとする。
 - 4 評議員が評議員会に出席したときは、別表③により報酬を支払うことができるものとする。交通費は、旅費規程を準用して支給することができるものとする。

第5条（役員等の勤務報酬）

役員等が監査業務及び理事会並びに評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表④により報酬を支払うことができるものとする。

- 2 交通費は、旅費規程を準用して支給することができるものとする。

第6条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 平成29年4月1日より施行する。
- 令和5年1月1日より施行する。

| 別表①(日額) | |
|---------|--------|
| 名称 | 報酬 |
| 理事会出席報酬 | 5,000円 |

| 別表②(日額) | |
|----------|--------|
| 名称 | 報酬 |
| 監事監査業務報酬 | 5,000円 |

| 別表③(日額) | |
|----------|--------|
| 名称 | 報酬 |
| 評議員会出席報酬 | 5,000円 |

| 別表④(日額) | |
|---------|--------|
| 名称 | 報酬 |
| 役員等業務報酬 | 5,000円 |